

## 「川崎市認定保育園」選定基準

局長決裁 平成8年10月1日

8川民育第321号

最近改正 平成20年4月1日

川崎市内に設置している地域保育園のうち、川崎市認定保育園を選定する基準について、次のとおり定める。

- 1 川崎市地域保育園援護事業実施要綱第1条及び第4条に規定する要件を全て満たしていること。
- 2 駅型施設等で、他の機関から何らかの援護・助成のある施設は、選定対象としない。
- 3 ベビーホテルを兼ねる施設については、この選定の対象としない。
- 4 病院及び企業内に設置している、職員の福利厚生施設として設置している院内及び事業所内保育所は、この選定の対象としない。

また、自動車学校、デパート、スポーツクラブ等の利用者に対して、設置している託児所等もこの選定の対象としない。

- 5 選定基準を満たす施設が、複数存在する場合は、選定に当たり次の事項に留意する。
  - (1) 保育所待機児童が多い地域に立地する施設を優先する。
  - (2) 在籍児童の内、川崎市内に居住する児童の受入割合が9割以上であること。
  - (3) 本市において開設年月日が古い施設を優先すること。
- 6 選定にあたっては、こども本部部内の管理職による選定委員会を開催し、その意見を参考に市民・こども局長が決定する。